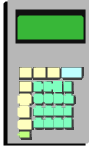
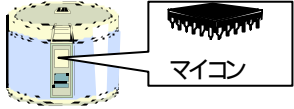


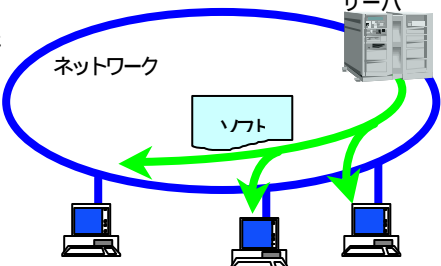


三極におけるソフトウェア関連発明保護の動向

.日本

参考) ソフトウェア特許の流れ

	特許取得パターン	典型的特許	
70年代 半ば頃	電卓型特許 装置(ハード)の特許	電卓、キーボード、論理回路等 ハード	
80年代 始め頃	マイコン型特許 装置、機器の特許(マイコン制御) ・プログラムはハード制御用	マイコン制御の電気釜 ハード ソフト 制御用マイコン	 (マイコン回路が釜の 温度制御を実現)
80年代 半ば頃	ワープロ型特許 装置の特許 (プログラムの持つ機能に特徴) ・プログラムはハード制御用に限らない	ワープロ ハード ソフト かな漢字変換プログラム	 (ワープロのROM に格納されたプロ グラムがかな漢字 変換を実現)
96年~ 97年	ソフトウェア媒体型特許 媒体(CD-ROM等)の特許 (プログラムの持つ機能に特徴) ・プログラムはハード制御用に限らない	かな漢字変換プログラム(CD-ROM) ハード ソフト 媒体 媒体に記憶されたプログラム	 (FDIに記録された プログラムがパソ コンでかな漢字 変換を実現)
今般	ネットワーク型特許 ネットワーク上で流通するプログラムの特許	ソフト ネットワーク	 (サーバからネット ワークを介してダ ウンロードされた プログラムがパソ コン上で動作)

1975 コンピュータプログラムに関する発明についての審査基準 (その1)

- 手法の因果関係が自然法則を利用しているか否か。
- コンピュータ・プログラムに関する発明が「方法」の発明として特許されうることを明示。
- コンピュータ・プログラムそのものは、「きわめて抽象的なもの」として保費対象外。
- 媒体クレームは、単に手順が記録されたものにとどまり、保護対象外。

1982 マイクロコンピュータ応用技術に関する発明についての運用指針

- マイクロコンピュータ応用技術に関する「物」(装置)発明は特許されうることを明示。

1988 コンピュータ・ソフトウェア関連発明の審査上の取扱い(案)

1993 平成5年改訂審査基準第 部特定技術分野の審査基準第1章「コンピュータ・ソフトウェア関連発明」

- 自然法則の利用性の要件を明確化。
- コンピュータ・プログラムそのものは、「技術的思想でない」として保費対象外。
- 媒体クレームは、「技術的思想でない」として保費対象外(単なる情報の提示)。

1997 平成9年特定技術分野の審査の運用指針第1章「コンピュータ・ソフトウェア関連発明」

- プログラムを記録した記録媒体の保護。
- プログラムクレームは記載要件違反(従来の「技術的思想でない」からの運用変更)。

2000 平成12年特定技術分野の審査基準第1章「コンピュータ・ソフトウェア関連発明」

- 媒体に記録されていないコンピュータ・プログラムを「物の発明」として取扱うことを明らかにした。
- ハードウェアとソフトウェアを一体として用い、あるアイデアを具体的に実現しようとする場合には、そのソフトウェアの創作は「特許法上の発明」に該当することを明らかにした。
- ビジネス関連発明の進歩性の判断に関する事例の充実させ、個別のビジネス分野とコンピュータ技術分野の双方の知識を備えた者が、容易に思いつくものは進歩性を有しないことを明らかにした。

.米国

1908 Hotel Security Checking Co. v. Lorraine Co.事件判決

- “Business Method Exception”の根拠となった判例との位置づけ。

1972 Gottschalk v. Benson事件判決 (最高裁)

- アルゴリズムは特許保護対象外。

1978 Parker v. Flook (最高裁)

- 新規性のある唯一の特徴がアルゴリズムにある特許出願は保護対象にならない。

1981 Diamond v. Diehr事件判決 (最高裁)

- ソフトウェア関連技術も特許保護対象。

1994 In re Schrader事件判決 (CAFC)

- Newman判事少数意見

“Business Method Exception”は誤用のおそれがあり、時代にそぐわない。クレームされた方法がビジネスに係るものであるか否かを問わず、クレーム全体として、新規性 非自明性 開示要件について充足されているか否かを判断すべき。

1994 In re Alappat事件判決 (CAFC)

- 具体的なアルゴリズムの特許性を認める。

1994 In re Warmerdam, In re Lowry事件判決 (ともにCAFC)

- 情報が記録された媒体の特許性を認める。

1996.02 ガイドライン発表 Examination Guidelines for Computer-Related Inventions
Final Version)

- 保護対象(subject matter)は技術的(technological arts)で、実際的な応用(practical application)を有していなければならない。
- 単に抽象的なアイデアや数学的アルゴリズムを操作するプロセスのみでは発明は成立しないが、これらが実際的に技術的に応用されるものであれば、プロセスクレームとして成立する。
- データ構造は非法定主題(“non-statutory subject matter”)であるが、媒体に記録されると発明として成立する。

1996年版審査便覧(MPEP)

- “Business Method Exception” を削除

1998 State Street Bank事件判決 (CAFC)

- 有用 具体的 有形の結果(“useful, concrete, tangible result”)を生じるかで成立性を判断。
- 「ビジネス方法の例外(“Business Method Exception”)」を否定。

欧州

1987 T0208/84 (VICOM事件審決)

- EPC52条の規定は、数学的方法 コンピュータ・プログラムを含む発明であっても、技術的方法(technological process)に向けられた発明を特許保護の対象から除外するものではない。

1990年代初

- 技術的性質を、技術水準に対する技術的貢献(technical contribution)の有無により評価。
- 技術的貢献の基準と、進歩性の評価との違いが分かりにくい(発明か否かの判断と特許性の有無の判断は別のはず)との批判。

1995 T0769/92 (SOHEI事件審決)

- 技術的考察(technical consideration)という新基準の導入。

1997 欧州委員会 共同体特許と欧州における特許制度に関するグリーンペーパー」

- プログラムの適切な保護が欧州産業の発展に不可欠である。
- EPC52条改正(2項からコンピュータ・プログラムを削除)を検討。

1998 T1173/97 (IBM事件審決)

- 技術的性質を有するコンピュータ・プログラムは特許の対象となる。
- プログラムがどのような状態にあるかは問題ではない。
- コンピュータ・プログラムの技術的性質は、「更なる技術的効果(further technical effects)」の有無により評価される。
- 「技術的貢献(technical contribution)」の評価は進歩性の審査にふさわしく、成立性の判断基準としては適切でない。

②000.01 EPOへの取材で、EPC52条2項からコンピュータ・プログラムを削除する点につき、コンセンサスが得られているとの回答を得る。)

2000.08 EPC改正提案

- EPC52条2項からコンピュータ・プログラムを削除を提案。

2000.09 T0931/95 (Pension Benefit System Partnership事件審決)

- ビジネス方法そのもののクレームであれば成立性は認められないが、そのビジネス方法をコンピュータ等を用いて具体的な装置という形でのクレームとすれば成立性が認められる。

2000.11 EPC外交会議

- EPC52条2項改正案につき、過半数の同意得られず、決議延期。